

## 補正情報

2021年5月26日

年度別過去問集に誤りがありました。つきましては、下記の通り訂正するとともに、深くお詫び申し上げます。

記

◆ マーカー部分を削除してください。

問題編 P228 令和元年（2019年）問3 選択肢 1

### 修正前

- 1 Bが当該契約不適合を建物引渡しから1年が経過した時に知ったとしても、当該契約不適合を知った時から1年以内にその旨をAに通知すれば、BはAに対して契約不適合責任を追究することができる。

### 修正後

- 1 Bが当該契約不適合を建物引渡しから1年が経過した時に知ったとしても、BはAに対して契約不適合責任を追究することができる。

解説編 P198 令和元年（2019年）問3 選択肢 1

### 修正前

- 1 **正しい** 本問では、建物引渡しから3ヵ月を経過すると契約不適合責任を負わない旨の特約が付されているが、このような特約が付されていても、**売主が知りながら買主に告げなかった事実については、売主は責任を負わなければならない。**本問では、売主Aは契約不適合を知っていながら買主Bに告げていないため、Aは建物引渡しから3ヵ月経過後も契約不適合責任を負わなければならない。**もともと、本問は目的物の品質に関する契約不適合であるため、Bが契約不適合責任を追究するためには、契約不適合を知った時から1年以内にその旨を売主に通知する必要がある。**以上から、本肢は正しい。

### 修正後

- 1 **正しい** 本問では、建物引渡しから3ヵ月を経過すると契約不適合責任を負わない旨の特約が付されているが、このような特約が付されていても、**売主が知りながら買主に告げなかった事実については、売主は責任を負わなければならない。**本問では、売主Aは契約不適合を知っていながら買主Bに告げていないため、Aは建物引渡しから3ヵ月経過後も契約不適合責任を負わなければならない。以上から、本肢は正しい。

タキザワ宅建予備校  
講師 瀧澤 宏之